粉 知 5 世 し

ŧ す

ご注意ください

報を受けています。 請求している不審者がいると通 上下水道料金などの公共料金を また、職員を装った詐欺や悪 市内において、市職員を装い

る場合は、必ず身分のご確認を 所持しています。不審に思われ ず名札を着用し、身分証明書を 多発しております。 わせをお願いします。 するとともに担当課へお問い合 質な訪問販売などが他市町村で 市職員が訪問する際には、必

☆52 - 3939 (直通) 小絹水処理センター下水道課 ☆52 - 6100 (直通) 問 水道事業所水道課

(伊奈庁舎・谷和原庁舎共通) ※旧谷和原村役場の番号(☎52-3141)にかけてもつながりますが、

その後各課に転送されます。)

の直通電話ではありません。(最初に伊奈庁舎の電話

日用品の無料配布に

◇◆市役所代表番号◆◇

せ先までご連絡ください。 し被害に遭ったときは問い合わ 意し慎重に対応しましょう。も でも発生しています。十分に注 せられたという苦情が県南地域 な布団や健康器具などを契約さ 販売会場に連れていかれ、高額 品をあげます」と近所の民家や 高齢者が業者に「無料で日用

☎58 - 2111 (内線1163)

数0297 · 73 · 1151

問 消費生活センター取手分室

配偶者暴力防止法の

の通常国会で成立し、7月11日 務などを定めた、配偶者暴力防 1月11日から変わります。 に交付されました。 に対する基本計画策定の努力義 ▼改正の主な内容 止法の一部改正法が、平成19年 保護命令制度の拡充、市町村 配偶者暴力防止法が平成20年

①生命または身体に対する脅迫 1保護命令制度の拡充 を受けた被害者に係る保護命

③被害者の親族などへの接近禁 ②電話などを禁止する保護命令

2市町村基本計画の策定の努力

www.gender.go.jp/e-vaw/ index.html) を開設しています。 被害者支援情報サイト(http:// 問 伊奈庁舎児童福祉課 内閣府では配偶者からの暴力 義務 など

〜工業統計調査のお知らせ〜 製造事業所の皆様へ

経済産業省では、工業統計調 ぐためにも、取り壊しをした場 取り壊した家屋への課税を防

調査の実施に当たっては、

問 伊奈庁舎企画政策課

☆58 - 2111 (内線1241)

ときはご連絡を!家屋を取り壊した

き続き課税されたままとなって 所など)を取り壊し(一部取り しまいます。 絡がない場合には、 1年分の税金が課税されます。 土地・家屋を所有している方に 固定資産税は、 1月1日に、 施します。 査を平成19年12月31日現在で実

的としています。 動実態を明らかにすることを目 む事業所を対象として、その活 工業統計調査は、製造業を営

※本年の調査より、調査事項の をお願いします。 守されますので、正確なご記入 ては、統計法に基づき秘密が厳 記入していただいた内容につい 月から平成20年1月にかけて調 **査員がお伺いします。調査票に** 一部を改正しましたので、 調

ください。 査票の記入についてはご注意

壊しを含む)ても、年内中に連 店舗・倉庫・物置・車庫・外便 そのため、年内に家屋(居宅・ 来年度も引

取り扱いが変わります 「落とし物など」の

▼落とし物や忘れ物が県警の ▼持ち主の分からない落とし物 や忘れ物は、3か月を経過す ホームページで公表され、探 き取ることができます。 ると拾った方がその物件を引

▼動物愛護法による引き取りの 対象となった「所有者が判明 県などが引き取ることになり は、遺失物法の対象外となり しない犬または猫」について

または交番・駐在所にお届け 拾ったりした場合は、警察署

合には、すぐにご連絡ください 連絡後、職員が確認に伺います。

伊奈庁舎税務課固定資産税

(内線1136・1137) 58 - 2 1 1

りです。 ります。主な変更点は次のとお 12月10日から遺失物法が変わ

しやすくなります。

※落とし物や忘れ物をしたり ▼携帯電話やカード類など個人 ないことになります。 拾った方が所有権を取得でき 情報が入った物については、

ください。